

## 令和3年年末調整について

令和2年度の年末調整では所得税の改正等に伴う書類の追加や変更がありました。対して令和3年度の年末調整では微小な変更のみとなっています。

## ●令和3年度の変更点

## 押印不要

これまで年末調整の申告書には押印欄が設けられており、書面で提出する際は提出者の押印が必要でしたが、押印不要となりました。

## ●令和2年度の改定等による変更点の確認

## 1. 基礎控除(本人の控除額)の変更

最大 48 万円。年収に応じて減額となり所得金額 2500 万円を超えると 0 円

合計所得金額 (給与だけの場合は年収- 給与所得控除)	基礎控除額	
	令和元年まで	令和2年から
2400 万円以下	38 万円	48 万円
2400 万円超 2450 万円以下		32 万円
2450 万円超 2500 万円以下		16 万円
2500 万円超		0

## 2. 年収 850 万円を超える方向けの追加措置もあります。

適用条件(いずれかに該当)

- ① 本人が特別障がい者である場合
- ② 23 歳未満の扶養親族がいる場合
- ③ 特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

## 3. ひとり親控除・寡婦控除 控除対象者の所得は 500 万円以下

	ひとり親控除(35 万)	寡婦控除(27 万)
性別	男女問わず	女性のみ
結婚歴の有無	問わず	あり
扶養対象	生計を一にする子供	要件:離婚 子供以外の扶養親族 要件:死別 扶養親族不要

[年末調整についての資料が税務署から送付されています。年末調整のご案内を差し上げている顧問先の皆様には11月半ばまでにご案内をお送りいたします]